

社会福祉法人 茅徳会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭の両立ができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日 ～ 2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：課長以上の管理職の女性を1人以上増やす

< 実施時期・取組内容 >

- 2022年4月～ 職場と家庭の両立において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
チーム内の業務状況の情報共有／上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントの徹底
- 2023年4月～ 女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング
- 2024年4月～ 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施